資料 No. 3

議題（３）「第７期みよし市障がい福祉計画」、「第３期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について

第７期障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画から抜粋

第5章　第7期障がい者福祉計画の事業展開

２　令和８年度に向けた成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実
（４）福祉施設から一般就労への移行等
（５）相談支援体制の充実・強化等
（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（１）　福祉施設の入所者の地域生活への移行

計画Ｐ５８

施設入所者の意思を確認し、地域生活への移行を推進します。

令和６年度から令和８年度までの３か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

項　目	基準値	実績	目標値
	令和４年度末	令和６年度末	令和８年度末
施設入所者数（人）	18	19	17
地域生活移行者数（人）		2	2
削減数（人）		1	1

目標達成のための方策

・相談支援体制を充実させ、障がい者の地域での生活を支援します。
・市内で福祉サービスを提供する事業所の誘致及びグループホーム設置を促進するため、設置・運営に必要な支援を検討していきます。
・自立支援協議会等で、地域生活への移行促進について話し合います。
・愛知県等の調査に基づき、施設入所者の意思を確認し、関係機関とともに地域生活への移行を検討します。

【令和６(2024)年度の取組】
・障がい者相談支援事業を市内６法人に委託し、基幹的相談支援センターを設置して相談支援体制の充実に努めています。
・市内障がい福祉サービス事業所実施法人（６法人）に対し、運営費補助金を交付しました。
・市自立支援協議会人材育成検討チーム等で、市内福祉サービス事業所職員対象の研修会を企画し、５回開催しました。
・市内でグループホームの設置を検討している法人からの相談に応じ、国と県の補助金申請に協力しました。

（２）　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。

計画Ｐ５９

項目	実績	目標値
	令和６年度末	令和８年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	3	3
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数（人／年）	46	60
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回／年）	1	1

目標達成のための方策

・自立支援協議会精神保健福祉部会を定期的に開催します。
・精神保健福祉部会では、地域課題を確認し、課題の解決に向けて話し合います。また、課題解決に向けた取組を実施します。（例：社会資源ガイドの作成、周知・啓発の取組等）。
・精神病床における１年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、33人（65歳未満利用者13人、65歳以上利用者20人）となる見込みです。

【令和６(2024)年度の取組】
・市自立支援協議会精神保健福祉部会会議を３回開催し、地域課題を確認しました。
・地域課題の解消に向けて、ひきこもり支援の連絡会を開催しました。

（３）　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

計画Ｐ６０

障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための５つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性（人材育成）、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備し、機能の充実を図ります。

項　目		実績 令和６年度末	目標値 令和８年度末
地域生活支援拠点等の整備	整備数もしくは確保数（箇所）	1	1
	コーディネーターの配置人数（人）	0	1
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証・検討（回/年）	1	1
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備（整備数）【新規】		検討	検討

目標達成のための方策

- 市自立支援協議会等で地域生活支援拠点等の運用状況を検証、検討します。
- 障がいのある人だけでなく、児童、高齢者等も含めた市の相談支援体制を整備し、必要に応じて個別支援会議を開催する等、連携の強化に努めます。
- 障がいのある人の相談支援に携わる者の資質向上を図るために研修会を企画、開催し、相談支援の体制をより充実させます。
- 市自立支援協議会等で、宿泊体験の機会や場、緊急時の対応について話し合います。
- 市内福祉サービス事業所と連携して職員研修や勉強会を開催する等、事業所職員の支援の資質向上に努めます。

【令和６(2024)年度の取組】

- 市内の相談支援専門員が中心となって、障がい者（児）の個別支援会議を 48 回開催し、関係機関との連携の強化に努めました。
- 基幹相談支援センター担当者が相談支援従事者研修を企画、開催し、相談支援の資質向上を図りました。
- 市自立支援協議会暮らしの場検討チームで、緊急時対応のフロー等について話し合いました。
- 市自立支援協議会全体会で、みよし市版 地域生活支援等拠点事業・地域診断表を基に、地域生活支援拠点の整備状況の評価を行いました。

【地域生活支援拠点等の整備イメージ図】

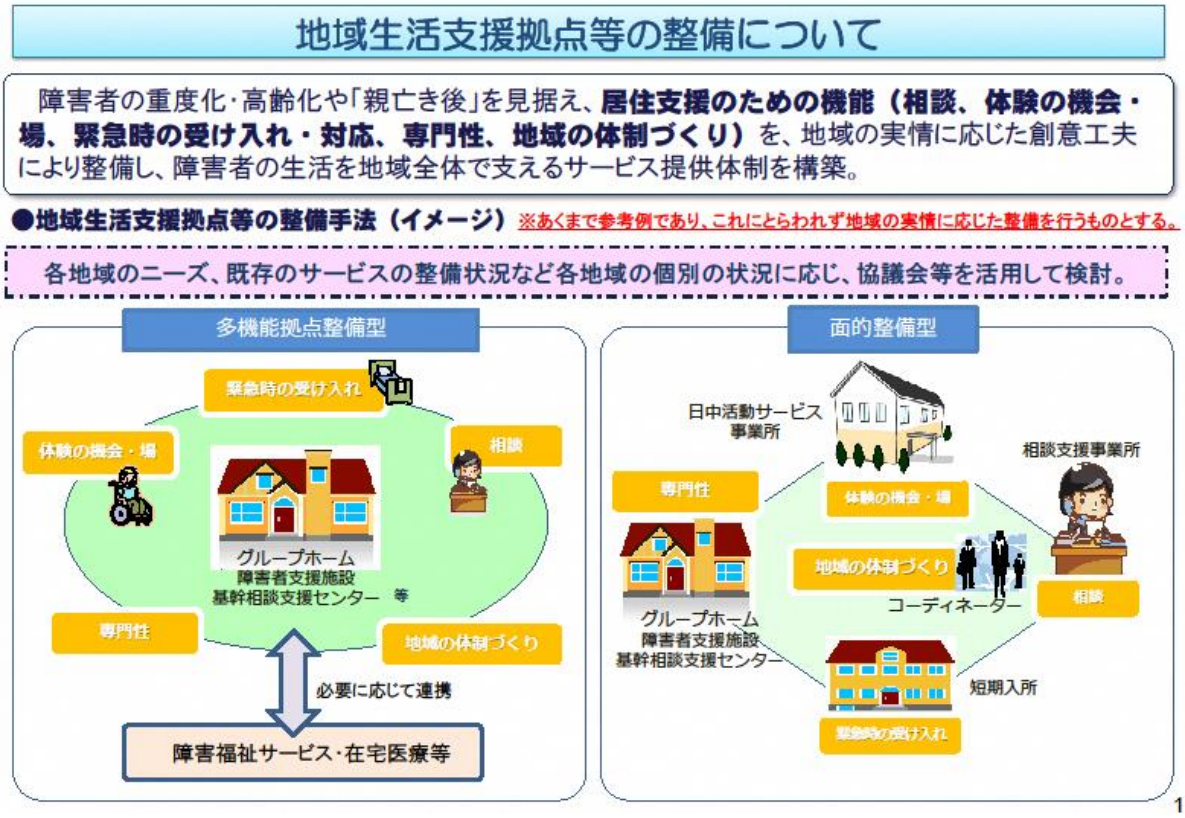

（４）　福祉施設から一般就労への移行等

計画Ｐ６３

自立支援の観点から、就労支援施設等から一般就労への移行及びその定着を推進します。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和８年度中に一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。また、就労定着支援事業について、さらなる利用を促すための目標値を設定します。

項　目	基準値	実績	目標値
	令和４年度末	令和６年度末	令和８年度末
福祉施設から一般就労への移行者数（人/年）	19	16	25
就労移行支援事業所から一般就労への移行者数（人/年）	14	10	19
就労継続支援Ａ型事業所から一般就労への移行者数（人/年）	2	5	3

項　目	基準値	実績	目標値
	令和４年度末	令和６年度末	令和８年度末
就労継続支援Ｂ型事業所から一般就労への移行者数（人/年）	1	1	2
一般就労移行者が５割以上の就労移行支援事業所数（事業所数）【新規】		1	1
就労定着支援事業の利用者数（人）	0	16	5
就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合（%）		100	25

目標達成のための方策

・市自立支援協議会就労支援部会を定期的に開催し、障がい者雇用の促進に向けた取組を検討の上、実施していきます（例：職業体験先増加に向けた取組、ニーズ調査等）。
・くらし・はたらく相談センターを中心に、就労に関する障がいのある人及び企業の相談体制、支援の充実を図ります。
・障がい者就労支援事業を継続実施し、福祉施設からの就労移行率、就労後の定着率の向上を図ります。
・障がい者の職業体験の場の確保に努めます。また、公共施設での職業体験の受入れを推進します。

【令和６(2024)年度の取組】
・市自立支援協議会就労支援部会会議を３回開催し、職場体験先の増加や就労定着支援の現状と課題について話し合いました。
・市の障がい者就労支援員をくらし・はたらく相談センターに配置し、障がい者や企業からの就労に関する相談に対応しました（相談対応 1,348 件）。
・職業体験の機会を広げるため、市の就労支援員が企業への雇用状況の確認を通じて職場開拓を進めました。（56 回）。
・市役所で４人、保育園で１人の職業体験を受け入れました。

（５）　相談支援体制の充実・強化等

計画Ｐ６４

障がい者（児）、特に重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要不可欠です。このことから、地域の相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

項目	実績 令和６年度末
基幹相談支援センターの設置 【新規】	設置済
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件/年）	50
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件/年）	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回/年）	12
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数　（件/年）【新規】	0
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数見込み　（人）【新規】	3
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数　（事業者機関数）【新規】	3
協議会の専門部会の実施回数　（件/年）【新規】	12

目標達成のための方策

- 福祉総合相談センターを中心に、障がいのある人だけでなく、子ども、高齢者等も含めた福祉に関する総合的な相談支援体制を整備します。
- くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）を中心に、障がいのある人の相談支援体制を充実させます。
- 相談支援に携わる者が定期的に集まる機会を設け、連携の強化に努めます。
- 障がいのある人の相談支援に携わる者の資質向上を図るために研修会を企画、開催し、相談支援の体制をより充実させます。

【令和６(2024)年度の取組】

- 市ふれあい交流館内に設置したくらし・はたらく相談センターに、市が委託する事業所の相談支援専門員を配置し、相談に対応しました（9,654 件）。
- 毎月第一金曜日に相談支援連絡会（相談支援三好塾）を、第三金曜日に相談支援カンファレンスを開催し、市の相談支援専門員で情報交換を行う等、資質の向上や連携強化に努めました。

（６）　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

計画Ｐ６６

多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集することなどにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を図ります。

項目	実績 令和６年度末
愛知県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修への市職員の参加人数（人/年）	2
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数（有無・回/年）	無 0

目標達成のための方策

・市自立支援協議会等で、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を検討の上、実施していきます。
・福祉サービス事業所との連携を深め、職員研修や勉強会を開催します。

【令和６(2024)年度の取組】
・愛知県が実施する障がい福祉に関する研修に市の職員が２人参加しました。

３　障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等

（２）　障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

①　訪問系サービス

計画Ｐ６９

【訪問系サービス見込量（１か月当たり）】

サービス名	単　位		見込み	実績
			令和６年度	令和７年３月末現在
居宅介護	利用量	時間	900	760.5
	利用者数	人	50	50
重度訪問介護	利用量	時間	200	165
	利用者数	人	2	3
行動援護	利用量	時間	5	0
	利用者数	人	1	0
同行援護	利用量	時間	20	8
	利用者数	人	4	2
重度障がい者等包括支援	利用量	時間	0	0
	利用者数	人	0	0

- 介護職員初任者研修、移動支援従業者養成研修の開催を支援する等、ヘルパー確保に努めます。
- 相談支援事業を通じて、訪問系サービス利用者の意向を確認しながら、個々のニーズに応じたサービスを利用できるように努めます。
- 専門的な知識や技術を習得する研修等を企画し、事業所職員の参加を促す等、質の高いサービスを提供できる人材の育成を図ります。
- 介護保険サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業や共生型サービス事業への参入を働きかけます。
- 重度障がい者等包括支援のニーズを把握し、サービス提供事業所に対して情報提供します。

【令和６(2024)年度の取組】
・相談支援専門員が、身体障がい者の在宅生活継続や、精神障がい者の自立等、それぞれのニーズに応じてヘルパーを利用できるよう支援しました。

②　日中活動系サービス

計画Ｐ７２

【日中活動系サービス見込量（１か月当たり）】

サービス名	単　位		見込み	実績
			令和６年度	令和７年３月末現在
生活介護	利用量	人日	2600	2196
	利用者数	人	130	116
自立訓練（機能訓練）	利用量	人日	40	21
	利用者数	人	2	2
自立訓練（生活訓練）	利用量	人日	20	54
	利用者数	人	1	3
就労選択支援	利用者数	人	—	—
就労移行支援	利用量	人日	630	509
	利用者数	人	35	30
就労継続支援（A 型）	利用量	人日	576	638
	利用者数	人	32	36
就労継続支援（B 型）	利用量	人日	1260	1339
	利用者数	人	70	80
就労定着支援	利用者数	人	6	13
療養介護	利用者数	人	4	4
短期入所（福祉型）	利用量	人日	175	170
	利用者数	人	35	32
短期入所（医療型）	利用量	人日	2	0
	利用者数	人	1	0

サービス見込量確保のための方策

- 市内で福祉サービスを提供する事業所の誘致を進めるため、運営、開設の支援を検討します。
- 特別支援学校の卒業生、普通学校に通う発達障がいのある卒業生等のニーズに応じたサービスの利用につなげるため、学校及び関係機関との連携を図ります。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、市内にサービス提供事業所がないため、相談支援事業等を通じ、受入れ可能な事業所を紹介します。
- 障がい者就労支援事業を中心にハローワークや経済団体等と協調し、企業に対して障がい者雇用、職場実習の理解を促して、就労移行支援事業所からの就労移行を助長します。
- 就労継続支援事業所等を利用する障がいのある人の工賃向上のため、市の方針に基づき、自主製品等を優先調達します。
- 介護保険サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業や共生型サービス事業への参入を働きかけます。（再掲）
- 医療的ケアが必要な人の短期入所については、市内にサービス提供事業所がないため、相談支援事業等を通じ、受入れ可能な事業所を紹介します。

【令和６(2024)年度の取組】
・市内障がい福祉サービス事業所実施法人（６法人）に対し、運営費補助金を交付しました。
・三好特別支援学校と共催で、三好特別支援学校高等部の保護者に対し、進路説明会を開催しました（５月）。
・市の障がい者就労支援員をくらし・はたらく相談センターに配置し、障がい者や企業からの就労に関する相談に対応しました（相談対応 1,348 件）。
・職業体験の機会を広げるため、市の就労支援員が企業への雇用状況の確認を通じて職場開拓を進めました。（56 回）。
・医療的ケアが必要な人の短期入所について、相談支援専門員が名古屋市等にある事業所を紹介しています。

③　居住系サービス

計画Ｐ７４

【居住系サービス見込量（１か月当たり）】

サービス名	単　位		見込み	実績
			令和６年度	令和７年３月末現在
自立生活援助	利用者数	人	1	0
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	人	34	41
施設入所支援	利用者数	人	18	19

サービス見込量確保のための方策

・自立生活援助については、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認しながら、サービスが適切に利用できるよう支援します。
・グループホームの開設については、国や県の施設整備費補助の活用を打診するとともに、市の補助も検討し、整備を促進します。
・グループホームに入居する人の経済的負担を軽減するため、グループホームの家賃補助制度を継続します。
・施設入所者の地域移行のため、グループホームや介護保険事業所等の関係機関と連携するとともに、相談支援事業等を通じて適切なアセスメントを行い、個々のニーズに応じた支援体制を構築していきます。
・障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や宿泊体験、緊急時の受入れを実施する地域生活支援拠点等の整備のための協議を行います。

【令和６(2024)年度の取組】
・グループホームの開設に向けて、市内法人に対し、国や県の施設整備費補助を案内しました。
・市内でグループホームの設置を検討している法人からの相談に応じ、国と県の補助金申請に協力しました。
・市自立支援協議会全体会で、みよし市版 地域生活支援等拠点事業・地域診断表を基に、地域生活支援拠点の整備状況の評価を行いました。

④ 相談支援

計画Ｐ７６

【相談支援見込量（１か月当たり）】

サービス名	単 位		見込み	実績
			令和６年度	令和７年３月末現在
計画相談支援	利用者数	人	30	46
地域相談支援事業				
地域移行支援	利用者数	人	1	0
地域定着支援	利用者数	人	1	1

サービス見込量確保のための方策

・計画相談支援の対象者の増加に対応できるよう、特定及び障がい児相談支援事業所に対し相談支援専門員（人材）の確保と育成を働きかけます。また、サービス等利用計画案を一定数作成した特定及び障がい児相談支援事業所に対し、運営費を補助します。
・障がいのある人が、その特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができるよう、くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）を中心に、相談支援体制を充実します。
・相談支援に携わる者が定期的に集まる機会を設けて情報交換等を行うことにより、連携を強化します。
・相談支援に携わる者に対し、研修や勉強会を企画し、資質向上を図ります。
・障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や宿泊体験、緊急時の受入れを実施する地域生活支援拠点等の整備のための協議を行います。

【令和６(2024)年度の取組】
・愛知県社会福祉協議会が行う相談支援従事者研修を市内事業所に案内し、受講希望者が増えるよう努めました。
・くらし・はたらく相談センター内に基幹相談支援センター、おかよし地域包括支援センター内に基幹相談支援センターサテライトを設置し、相談支援専門員の育成に努めるとともに、相談支援体制を充実しました。
・毎月第一金曜日に相談支援連絡会（相談支援三好塾）を、第三金曜日に事例検討会を開催し、市の相談支援専門員で情報交換を行う等、資質の向上に努めました。

（３）　地域生活支援事業の見込量（活動指標）

①　地域生活支援事業（必須事業）

計画Ｐ７８

【各事業の見込量】

事業名	単　位		見込み 令和６年度	実績 令和７年 ３月末現在
理解促進研修・啓発事業	有無		有	有
自発的活動支援事業	有無		有	有
相談支援事業				
自立支援協議会	－		設置済	設置済
障がい者相談支援事業	事業所数	か所/年	9	9
基幹相談支援センター	センター数		1	2
基幹相談支援センター機能強化事業	有無		有	検討
住宅入居等支援事業			検討	検討
成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人/年	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無		検討	検討
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	利用件数	件/年	80	74
手話奉仕員養成研修事業	受講 修了者数	人/年	15	20
手話通訳者設置事業	通訳者数		1	1

事業名	単　位		見込み 令和６年度	実績 令和７年 ３月末現在
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	利用量	件/年	1	10
自立生活支援用具			10	8
在宅療養等支援用具			10	6
情報・意思疎通支援用具			10	1
排せつ管理支援用具			1000	1005
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）			2	1
移動支援事業	利用量	時間/月	470	515
	利用者数	人/月	65	58
地域活動支援センター事業(Ⅰ型)	事業所数	か所/月	1	1
	利用者数	人/月	12	11

サービス見込量確保のための方策

・市広報やホームページ、講演会等各種イベントを通じて、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉教育の一環として、小、中学校と連携した福祉実践教室を開催します。
・市職員に対し、障がいに対する知識や対応力の向上を図り、適切な合理的配慮の提供に努めるため、障がい特性の理解と対応方法、合理的配慮事例等を周知します。
・障がい者相談支援事業では、基幹的相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、みよし市障がい者自立支援協議会での検討や情報交換等を通じて、関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。
・障がいのある人や介護者の高齢化に伴い、成年後見等権利擁護支援の必要性が高まっていることから、障がいのある人とその家族、サービス提供事業所等に対して権利擁護支援の周知を図るとともに、みよし市成年後見支援センターを中心に、権利擁護支援の体制を検討します。
・手話奉仕員養成講座を継続して開催し、手話奉仕員を養成します。
・市広報やホームページを通じて、手話通訳や要約筆記の派遣事業、日常生活用具の給付事業を周知し、利用促進を図ります。
・介護保険サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業や共生型サービス事業への参入を働きかけます。（再掲）
・地域活動支援センターについては、市民のニーズに基づき、地域の実情に応じた支援が展開できるように努めます。特に、重度の障がいのある人の受入れ等、市の課題にも対応できるよう、事業所の創意工夫を促します。

②　地域生活支援事業（任意事業）

計画Ｐ８０

【各事業の見込量】

事業名	単　位		見込み	実績
			令和６年度	令和７年３月末現在
生活サポート事業	利用者数	人/月	1	1
日中一時支援事業	利用者数	人/月	35	31
訪問入浴サービス事業	利用者数	人/月	3	3
自動車運転免許取得費補助事業	利用者数	人/年	1	0
自動車改造助成事業	利用者数	人/年	3	0
療育体操	利用者数	人/年	150	289

サービス見込量確保のための方策

・障がい支援区分が非該当の人等の在宅生活を支援するため、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認し、サービスを適切に利用できるよう支援します。

・日中一時支援事業においては、緊急時や医療的ケアが必要な重度の障がいのある人の受入れについて、柔軟に対応するようサービス提供事業所に働きかけます。

・重度の障がいのある人の入浴を支援するため、サービス提供事業所と連携を図り、事業の周知と利用促進に努めます。また、事業所の拡充を図るとともに、引き続きサービスの維持に努めます。

・市広報やホームページを通じて、自動車運転免許取得費補助事業や自動車改造助成事業、療育体操を周知し、利用促進を図ります。

【令和６(2024)年度の取組（抜粋）】

・基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、関係機関とのネットワークの構築を図りました。

・みよし市成年後見支援センターは令和２（2020）年度に開設し、令和４(2022)年度からは、くらし・はたらく相談センター内に移転。相談支援専門員と連携が強化されました。さらに令和６（2024）年 10 月からは同センターにおいて法人後見が開始され、支援体制が一層充実しました。

（４）　障がい福祉サービス以外の見込量（活動指標）

①　発達障がい等に対する支援【新規】

計画Ｐ８１

【各活動の見込量】

項目	見込み 令和６年度	実績 令和７年３月末現在
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（人/年）	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人/年）	5	4
ペアレントメンターの人数（人/年）	1	0
ピアサポートの活動への参加人数（人/年）	3	8

見込量確保のための方策

・みよし市障がい者自立支援協議会児童部会で、障がい児支援の提供体制を確認し、充実に向けて話し合います。

・小、中学校や市教育委員会と定期的に情報交換を行い、各サービスの周知や連携の強化を図ります。

②　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

計画Ｐ８２

【日中活動系サービス見込量（１か月当たり）】

項目	実績 令和６年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数（人／年）	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数（人／年）	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数（人／年）	14
精神障がい者の自立生活援助の利用者数（人／年）	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人／年）	2

見込量確保のための方策

・みよし市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会を定期的に開催します。

・精神保健福祉部会では、関係機関が連携し、精神障がい者が地域で安心して生活していけるよう、支援システムを構築します。

【令和６(2024)年度の取組（抜粋）】

・基幹相談支援センターと障がい者自立支援協議会児童部会が協働で、児童発達支援事業所よつばの保護者向けに、ペアレントプログラムを実施しました。

・市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会会議を３回開催し、地域課題を確認しました。

第7章　第3期障がい児福祉計画の事業展開

２　令和８年度に向けた成果目標

（１）　障がい児支援の提供体制の整備等

計画Ｐ８６

児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

項目		実績 令和６年度末
児童発達支援センターの設置数（か所）		1
障がいのある子の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築		構築
重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所（か所）		1
重症心身障がいのある子を支援する放課後等デイサービス事業所（か所）		1
医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和元年度 設置済
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	8

目標達成のための方策

・市自立支援協議会児童部会で、障がい児支援の提供体制を確認し、充実に向けて話し合います。（再掲）
・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、これまでと同様、豊田市こども発達センターたんぽぽを利用できるよう、調整していきます。
・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、利用希望者の増加が見込まれるため、事業所の整備または定員数の拡充を促進します。
・市自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会で、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する現状と課題を確認し、体制整備について話し合います。
・県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。
・子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制は、子育て支援

３　障がい児支援の見込量（活動指標）と確保策等

（２）障がい児通所支援、障がい児相談支援等

計画Ｐ９０

【サービス等の見込量】

サービス等名	単　位		見込み 令和６年度	実績 令和７年 ３月末現在
児童発達支援	利用量	人日/月	900	894
	利用者数	人/月	90	86
放課後等デイサービス	利用量	人日/月	2160	2378
	利用者数	人/月	180	191
保育所等訪問支援	利用量	人日/月	24	30
	利用者数	人/月	24	26
居宅訪問型 児童発達支援	利用量	人日/月	1	0
	利用者数	人/月	1	0
障がい児相談支援	利用者数	人/月	40	70
子ども・子育て支援等に係る見込量				
保育所	利用者数	人/年	40	46
認定こども園	利用者数	人/年	3	4
放課後児童 健全育成事業	利用者数	人/年	34	33

サービス見込量確保のための方策

・児童発達支援については、こども相談課、豊田市こども発達センター等からの情報を基に、利用希望者を各サービスにつなげていきます。
・放課後等デイサービス事業所連絡会を開催して情報交換の機会を設け、事業所同士の連携強化とサービスの質の向上を図ります。
・居宅訪問型児童発達支援については、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認しながら、サービスが適切に利用できるよう支援します。
・小、中学校や市教育委員会と定期的に情報交換を行い、各サービスの周知や連携の強化を図ります。（再掲）
・市自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会で、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する現状と課題を確認し、体制整備や事業所職員の資質向上についての話合いを継続します。
・子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制は、子育て支援課等関係機関とともに検討します。
・放課後児童クラブにおける障がいのある子の対応等に関する相談支援体制の構築に向けて、学校教育課等関係機関と話し合います。

【令和６(2024)年度の取組（抜粋）】

・市自立支援協議会児童部会を３回開催し、市内保育園在籍の発達が気になる乳児の課題分析や進学時の支援方法について協議。保護者支援の課題解消を図り、放課後等デイサービス事業所連絡会では勉強会を開催しました。

・市保育園等からの相談に応じ、訪問相談事業を実施しました（42 回訪問）。

・市自立支援協議会内に医療的ケアさぽーと部会を設置し、医療的ケア児に関する国の動向等の共有や、関係者に対する研修会を開催しました。

・医療的ケアさぽーと部会内に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した者のワーキンググループを設置し、市内の医療的ケア児の課題整理を行いました。